

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第2号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、一般職の給料月額及び勤勉手当の額の改定並びに特別職の期末手当の額の改定を行いたいため、関係条例の一部改正を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第2号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月2日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条。開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、条例改正の趣旨でございます。人事院では、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、給与と特別給、いわゆるボーナスに関する調査を行っております。昨年の調査では、月例給、特別給のいずれも民間が上回っているという結果になりました。この結果を踏まえ、平成27年8月に月例給及び期末勤勉手当等に関する人事院勧告がなされました。内容といたしましては、月例給では約0.36%、いわゆるボーナスでは0.1月分、民間のほうが高いという結果となり、公務員の給与を改定するというものでございました。また、神奈川県人事委員会においても、同様に月例給及び特別給についての引き上げを勧告しております。

人事院勧告の具体的な内容としましては、月例給では20代の若年層の場合、2,500円程度、月増額、30代以上では月額1,100円程度の増額となるもので

ございます。また、勤勉手当について、一般職の職員を0.1月分増とするものであります。これにより、年間総支給月数は4.2月分となります。なお、再任用職員については0.05月分増とし、年間総支給月数は2.2カ月分とするものでございます。今回の人事院勧告に伴う勤勉手当の調整ですが、平成27年度分は12月分で、平成28年度以降は6月、12月に均等に割り振ることとしております。

これに伴う影響額ですが、後ほど補正予算の際にもご説明はいたしますが、給料で約140万円程度、職員手当で460万円程度の増額となります。本町では、従来から人事院勧告の趣旨に鑑み履行してきた経緯がございます。平成27年分につきましても同様の対応といたしましたく、条例改正を上程させていただくものでございます。

それでは、1ページになります。

第17条第2項第1号では、再任用以外の職員の6月、12月、それぞれの支給割合を定めています。

1ページおめくりください。

同条第2号は、再任用職員について定めるものであります。

以下、別表は、新しい給料表となります。

この改正は、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

第2条。開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

先ほどご説明しました勤勉手当の支給割合ですが、平成28年度からは6月、12月ともに同率とすることとなっております。再任用以外の職員ではそれぞれ0.8月分、再任用職員では0.375月分とするものでございます。

適用は、平成28年4月1日からとなります。

続きまして、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正になります。

人事院勧告では、内閣総理大臣等の特別職の期末手当について0.05月分増とすることとなったことから、当町におきましても同様に0.05月分増とするものでございます。これにより、年間総支給月数は3.15月分となります。影響額は、町長、副町長、教育長、3名で15万円となってございます。

それでは、8ページをお開きください。

第4条で、一般職の任期付職員の給与を改正するものでございます。これも、人事院勧告によるものでございます。特定任期付職員の給料月額について、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。なお、現在、開成町には特定任期付職員はおりません。

以下、附則となっております。第2条の改正規定は平成28年4月1日から施行することとし、それ以外の改正規定は平成27年4月1日から適用する旨を定めたものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第2号、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。